

「京都版地域クラブ活動（仮称）」に係る調査等業務 仕 様 書

1 事業の目的

本市における中学校部活動地域展開の方針等を踏まえ、「京都版地域クラブ活動（仮称）※」に係る調査等を実施することで、今後の検討に活かす。

※「京都版地域クラブ活動（仮称）」は、地域クラブ活動に関する本市独自の呼称。

2 履行期間

契約締結日～令和8年1月30日

3 業務の内容

- ・「京都版地域クラブ活動（仮称）」の規模・適正配置に関する提案
- ・「京都版地域クラブ活動（仮称）」の実施主体としての参入意向等調査
- ・他都市事例の調査・分析及び提案業務
- ・令和10年度以降の開始に向けたロードマップの提案・整理

4 業務実施方法

- (1)「京都版地域クラブ活動（仮称）」の規模・適正配置及び実施主体としての参入意向等調査に関する提案業務

ア 「京都版地域クラブ活動（仮称）」の規模・適正配置の提案業務

本市立中学校の部活動の実態や保有する施設の状況、生徒の移動距離等を考慮し、生徒にとって身近な地域に、バランスよく、活動場所や活動内容を設置する案を検討し、本市に提案すること。

「生徒にとって身近な地域の範囲」及び「種目ごとに設置するクラブ数」については、本市の設置する「学校部活動及び地域クラブ活動在り方検討会議」の議論や本市における実践研究事業を踏まえ、本市と協議のうえ、案を作成すること。

提案においては、本市が提供する各校の部活動データ（各校の種目別の部活動数や部員数等）、各校の施設の状況（体育館・グラウンド等の面積等）を基に、種目や活動内容ごとに次の内容を整理すること。

【整理事項】

- ・活動拠点の場所及び拠点数
- ※ 主にどの範囲の地域の生徒の参加を想定しているかも明らかにすること

イ 「京都版地域クラブ活動（仮称）」の実施主体としての参入意向等調査

本市の指定する方法により、「京都版地域クラブ活動（仮称）」の実施主体となりうる団体の実態について調査を実施する。

なお、対象種目及び活動内容は、現在、本市が設置している部活動の種目及び活動内容に加え、新たな種目や活動内容についても幅広く調査すること。

【調査対象】

- ・本市内での地域クラブ活動の実施主体となり得る団体、事業者等
- ※ 各種競技等の協会・連盟等、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体などの団体・事業者（約1,200団体）へは必ず調査を実施すること。
- ・本市内に本社や事業所が所在するか否かは問わないが、参入可能性のある団体かであることを吟味すること。
- ・民間事業者だけではなく、地域団体、NPO法人、公益法人等幅広い主体を候補として挙げること。
- ・調査対象については、受託者が提案したリストをもとに本市と協議の上、決定すること。

【調査内容】

- ・現在の団体、事業者等の基礎的な情報（団体名、活動地域、所属指導者数、既に活動している場合は参加者の年齢層、参加料等の額）
- ・本市の推進方針を踏まえた参入意向の有無（可否）
- ・参入に当たっての課題、条件（学校施設の利用、参加料 等）
- ・実施主体として指導可能な種目、曜日（平日、休日）、活動時間
- ・活動希望場所（可能な限り学校区単位で）
- ・実施主体としての参入以外に可能な協力・連携内容（指導者の派遣や施設の貸出など）とその場合の条件・課題
- ・参入意向がない又は参入が困難である場合、その理由

（２）本市における「実施計画」策定に向けた支援

ア 他都市事例の調査・分析及び提案業務

本年７月に策定予定である「学校部活動及び地域クラブ活動推進方針」を踏まえ、より具体的な「実施計画」を本年度中に策定する予定である。上記推進方針の「４（２）京都版地域クラブ（仮称）（学校管理外）に関する検討すべき事項」の内容を踏まえ、以下の事項について、他都市事例を調査・分析し、本市の規模や特性を踏まえた提案をすること。

【整理事項】

- ・実施主体を総括する運営団体を中心とした全体スキーム
- ・費用負担の在り方（収支シミュレーション計画作成含む）
- ・事業費総額の試算
- ・学校施設の有効活用に向けた検討及び提案（施設管理上の課題整理を含む）

イ 令和１０年度以降の開始に向けたロードマップの提案・整理

本年７月に策定予定である「学校部活動及び地域クラブ活動推進方針」及び「上記４（２）ア他都市事例の調査・分析及び提案業務」の内容を踏まえ、課題の整理や分析を行い、令和９年度までに踏むべきステップや計画（ロードマップ）について整理・提案すること。

（３）成果物案に関する中間報告について

上記「４（１）イ『京都版地域クラブ活動（仮称）』の実施主体としての参入意向等調査」「４（２）本市における『実施計画』策定に向けた支援」にかかる提案業務については、中間報告として、令和７年１１月中に作成中の成果物案の資料を本市に提出すること。また、受託者が提出した成果物案をもとに本市と協議を行うこととし、その際、本市が調査及び分析等に関して指示する内容を踏まえ、最終成果物の作成及び提出を行うこと。

（４）成果物について

業務が完了したときは成果物を提出し、検査を受けなければならない。仕様を満たしていないことが判明した場合、受託者の責任において関連する項目を早急に再検査し、不良箇所等を修正すること。

資料の提出にあたっては、原則DVD-Rに保存し、京都市教育委員会体育健康教育室に提出すること。ただし、京都市教育委員会のネットワークを管理する、京都市教育委員会学校事務支援室が許可する一部のオンラインストレージ等を利用することも可能とする。なお、小型大容量記録媒体（USBメモリ等）による提出は情報漏えいのリスクがあるため不可とする。

※ 業務内容や成果物は、予定価格の範囲内であれば、記載項目以外の追加提案を可能とする。

【各業務における提出期限】

業務名	提出期限
4（１）ア「京都版地域クラブ活動（仮称）」の規模・適正配置の提案業務	令和７年１０月末まで
4（１）イ「京都版地域クラブ活動（仮称）」の実施主体としての参入意向等調査	令和８年１月末まで ※ 中間報告を令和７年１１月中に行うこと
4（２）ア 他都市事例の調査・分析及び提案業務	
4（２）イ 令和１０年度以降の開始に向けたロードマップの提案・整理	

５ 予定価格

企画提案書の作成にあたっては、総額を 13,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む）までとする。

６ 支払い

履行確認後、受託者からの適法な請求書に基づき支払いを行う。なお、請求書、納品書等の書類については、受託者で作成のうえ、京都市教育委員会体育健康教育室担当者へ送付するものとする。

７ 契約に係る内訳明細書の提出

受託者は契約締結後、契約に係る内訳明細書を提出し、承認を得ること。

８ その他

（１）諸経費の負担

本事業の履行に当たり、以下の諸経費は受託者の負担とする。

ア 本事業に係る物品等の配送手数料

イ 支払いに係る振込手数料

（２）守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た情報を本事業の目的外に使用してはならないほか、第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了した又は解除された後においても同様とする。

（３）本市資料等の提供

本事業の履行に当たり、必要と思われる資料及びデータは本市が所有又は入手できる範囲において提供する。受託者は、本市から提供された資料及びデータを本契約に基づく業務を処理するためにのみ用いるものとし、本市の許可なく複写や複製、外部へ持ち出してはならない。また、受託者は、業務が終了したとき、本市の求めがあったとき又は本業務に必要ななくなったときは、本市から提供された資料及びデータを本市に返却すること。

（４）関係法令の遵守

本業務の実施に当たっては関係法令を遵守すること。

（５）安全管理

本業務の実施に当たり安全管理に万全を期すこと。災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、本市に報告し、その指示に従うこと。

（６）受託者は、本業務を遂行するに当たり、「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」の内容を遵守すること。

（７）受託者は、本事業を遂行するに当たり、本仕様書に記載されていない事項又は作業を行う上で疑義が生じた場合は、必ず本市と協議を行い対応すること。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業員の監督)

第4条 受注者は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。
ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
 - 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。